

総合スポーツセンター整備の抜本的見直しについて（要旨）

1 経緯

本市は、平成 25 年度から平成 27 年度までの 3 年間をかけて、スポーツを推進する上で中核となる拠点施設「総合スポーツセンター」の整備について検討を行ってきた。

その中で、平成 26 年 9 月に総合スポーツセンター整備審議会を設置し、「総合スポーツセンター基本構想・基本計画」の策定を諮問、平成 27 年 7 月に答申を受けた。

しかしながら、施設整備における財源の確保が困難となったことと併せて、平成 27 年 9 月議会でも出された「総合スポーツセンター整備事業調査特別委員会」からの調査結果の報告（提言）を受け、総合スポーツセンターの整備のあり方等について、財源を基軸とした抜本的な見直しに着手した。

その結果、単なる建替えを除いて検討したいずれのケースにおいても巨額の財政負担は避けられず、現時点での総合スポーツセンターの整備については、事実上困難と判断せざるを得ない結果となった。

2 結論

上記検討結果を受け、総合スポーツセンター整備に係る抜本的見直しの内容は、次のとおりとする。

今回の総合スポーツセンター整備計画については、総合スポーツセンター整備審議会からの答申を最善の策としながらも、現時点での実現は事実上困難と判断し、計画の実施は将来に送ることとする。

ただし、第 2 次スポーツ推進計画に掲げる各種施策の推進に支障をきたすことのないよう、総合スポーツセンター整備計画が具現化するまでの間は、既存市民体育館を中核拠点施設として暫定的に位置づけ、スポーツ・サポートセンター機能の付加など必要最低限の施設整備を実施する。

また、将来の施設整備に備えた基金造成を検討する。